

別表2 主観的事項の数値に係る提出書類（新規申請用）
（市内企業のみ必要）

評価項目番号	評価項目	提出書類	注意事項	算定方法
—		主観的事項の数値に係る審査申請書	・提出資料の一番上に添付。 ・該当する項目の記入欄に「○」が記入されていない場合は、評価はしない。 ・添付書類や本市保有データが、「○」の記入されている項目の配点を超える内容であったとしても、超える内容による評価はしない。	
①	工 事 成 績	なし（本市保有データで確認）	対象工事：(1)～(3)をすべて満たすもの (1)本市発注の同業種の工事 (2)1件の契約金額が130万円を超える (3)令和8年1月1日の前4年間にしゅん工検査に合格している ※緊急工事その他工事成績の評定を行わないこととしている工事を除く。	令和8年1月1日の前4年間にしゅん工検査合格した工事（業種ごと）の加重平均から65を控除して得た数字に5を乗じた数値 ※65を控除して得た数が0を下回るときはマイナスの評価となる。ただし工事成績件数が1件の場合で、65を控除して得た数が0を下回るとき、及び工事成績がないときはいずれも0とする。 【計算例】 ▷加重平均 A工事（建築一式）：契約金額（税込み）8,000,000円 工事成績 74点 B工事（建築一式）：契約金額（税込み）3,000,000円 工事成績 70点 $\frac{(8,000,000 \text{ 円} \times 74 \text{ 点}) + (3,000,000 \text{ 円} \times 70 \text{ 点})}{8,000,000 \text{ 円} + 3,000,000 \text{ 円}} = 72.9$ →（小数点以下四捨五入） <u>73</u> $(73 - 65) \times 5 = \underline{\underline{40}}$

評価項目番号	評価項目	提出書類	注意事項	算定方法
②	保有技術者	なし（別表1の④で提出の書類で確認）		技術職員数×点数（80を超える場合は80とする。） [技術者別点数] 1級技術職員＝4 監理技術者補佐、2級技術職員、登録基幹技能者＝1.5 【計算例】 1級技術職員：10人 監理技術者補佐、2級技術職員、登録基幹技能者：15人 $(10人 \times 4) + (15人 \times 1.5) = 62.5$ →（小数点以下切り上げ） <u>63</u>
③	継続教育	過去5年の継続教育の取得単位数を証明できるもの（当該業種の保有技術者に係る証明書の写し等）	・証明期間の最終日が、申請書提出期限の前1年以内のもの ・認定機関は下記の団体のもの	過去5年間の1級技術職員と2級技術職員等の取得単位数の合計で下記の区分 ・150以上 <u>20</u> ・60以上90未満 <u>8</u> ・120以上150未満 <u>16</u> ・30以上60未満 <u>4</u> ・90以上120未満 <u>12</u>
			※建築CPD情報提供制度により認定された単位数の証明でも可。ただし、この情報提供制度による証明の場合は、（公社）日本建築士会連合会による認定と重複して算定しない。	
④	工事の品質確保	ISO9001の登録証（写し）	・審査基準日時点で登録していることがわかるもの。 ・日本語以外で記載されている場合は、日本語に訳したものも添付。	国際標準化機構が定めた規格により登録されている場合 <u>10</u>
⑤	環境対策	ISO14001の登録証（写し） エコアクション21の登録証（写し）		どちらかに登録されている場合 <u>10</u>

評価項目番号	評価項目	提出書類	注意事項	算定方法
⑥	市内在住保有技術者	市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書	・②の保有技術者のうち、今年度の市・県民税の特別徴収税額について、本市が送付した決定通知書（審査基準日前において直近のもの）で課税人員又は非課税人員とされた者が対象。	②の保有技術者のうち、本市の市・県民税特別徴収対象者数×点数（60を超える場合は60とする） [技術者別点数] 1級技術職員＝10 監理技術者補佐、2級技術職員、登録基幹技能者＝4 【計算例】 1級技術職員：3人 監理技術者補佐、2級技術職員、登録基幹技能者：5人 $(3人 \times 10) + (5人 \times 4) = \underline{\underline{50}}$
⑦	災害時の活動	<自社が本市と災害協定を締結している場合> 協定書（写し）		
		<本市と災害協定を締結している団体等に参加している場合> 加入等証明書（締結団体等用）（写し）	・申請日前、3か月以内に交付されたもの。 <参考：該当団体（令和7年10月28日現在）> - 高松市建設業協会 - 高松市上下水道工事業協同組合 - 香川県電気工事業工業組合高松支部／東讃支部 （一社）香川県産業廃棄物協会 （一社）香川県トラック協会高松地区会 - 高松清掃事業協同組合 （公社）日本下水道管路管理業協会	・種々の公共土木施設、土地改良施設を対象 <u>10</u> ・その他 <u>8</u>
		<会社が本市消防団協力事業所の表示証の交付を受けている場合>表示証（写し）		・認定期間が5年を超える場合 <u>10</u> ・認定期間が5年以内の場合 <u>8</u>
		<本市と災害協定を締結している団体等と連携して応急措	・申請日前、3か月以内に交付されたもの。 <参考：該当団体（令和7年10月28日現在）>	<u>8</u>

※⑦災害時の活動に関しては、重複して算定しない

評価項目番号	評価項目	提出書類	注意事項	算定方法
		置等に従事することとしている団体等に参加している場合 > 加入等証明書（ <u>連携</u> 団体等用）（写し）	・香川県造園事業協同組合 ・（一社）全国道路標識・標示業四国協会香川県支部	
⑧	建設機械の保有	なし（別表1の④で提出の書類で確認）		経営事項審査で対象となる建設機械の保有台数（10を超える場合は10とする）
⑨	安全対策	建設業労働災害防止協会香川支部加入の証明書（写し）	・審査基準日時点で加入していることがわかるもの。	建設業労働災害防止協会香川支部に加入している <u>5</u>
⑩	障がい者雇用	＜雇用状況の報告義務があり、法定雇用率を満たしている場合＞ 「障害者雇用状況報告書」の事業主控え（写し）	・障害者雇用促進法第43条第7項の規定により提出した、公共職業安定所の受付印のある、直近のもの ・電子申請により手続きした場合、当該申請の審査が完了したことが分かる書類も併せて提出。	どちらかの場合 <u>10</u>
		＜雇用状況の報告義務がなく、障がい者を1人以上雇用している場合＞ ・健康保険被保険者証（写し） ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（写し）	・審査基準日時点で雇用していること。 ・提出に当たっては、本人の同意を得ること。（提出された書類は、主観点算出のために使用し、他の目的に使用することはありません。） ※ <u>従業員などの雇用している者に限る。</u>	
⑪	次世代育成支援	＜一般事業主行動計画を策定、届出済みの場合＞ 一般事業主行動計画策定届（写し）	・所轄都道府県労働局の受付印のあるもの。	どちらかの場合 <u>10</u> ※子の看護休暇、育児のための所定労働時間の短縮措置（代替措置でも可）のどちらかと育児休業の定めがある場合 <u>5</u>
		＜育児休業、子の看護休暇、育	・就業規則の作成と労働基準監督署への届出	

評価項目番号	評価項目	提出書類	注意事項	算定方法
		児のための所定労働時間の短縮措置（代替措置でも可）について就業規則に規定している場合＞ 就業規則（これに基づく育児休業規則等を含む）（写し）	義務の適用がある者は、労働基準監督署の受付印のあるものに限る。 <u>※就業規則は全頁必須。コピー時は2 in 1、両面印刷（長辺綴じ）をお願いします。</u>	
⑫	人権啓発の取組	＜令和6年度に開催の高松市人権・同和問題啓発講座を受講した場合又は、令和7年度に開催の香川県人権・同和問題Web講演会を受講した場合＞ なし（本市保有データで確認）	・令和6年度の当該講座はYou Tubeによる限定公開により開催。当該講座を受講し、アンケートに解答した場合に評価する。 ・令和7年度の当該講座は、香川県との共同開催。 ・講座については、人権・男女共同参画推進課（TEL：087-839-2292）へ。	いずれかの場合 <u>10</u> ・令和6年度に開催された本市人権・同和問題啓発講座を受講又は、令和7年度に開催された香川県人権・同和問題Web講演会を受講 ・社内研修を令和7年12月1日前2年間でいずれの年も実施 ※ただし、社内研修をいずれかの年のみ実施 <u>5</u>
		＜社内において人権に関する研修を実施した場合＞ 社内研修実施申告書	・写真の添付が必要。 ・「人権に関する」に該当するかどうかは、別添参考資料「高松市人権教育・啓発に関する基本方針における『さまざまな人権を取り巻く現状と課題への対応』について」を参照。 ・社内研修は次のいずれかのものであること (1)人権教育に関する研修講師についての高松市の人材情報等を活用し、講師を招いて行う研修 (2)令和6年度開催の高松市人権・同和問題啓発講座又は、令和7年度開催の香川県人権・同和問題Web講演会の受講者等が行う研修	

評価項目番号	評価項目	提出書類	注意事項	算定方法
			(3)教材等を用いて実施した人権に関する研修	
⑬	保護観察対象者等の雇用促進	協力雇用主登録・雇用に関する証明書（写し）	・審査基準日時点で登録されていること。 ・<u>令和7年11月1日以降に交付されたもの</u>。 ・高松保護観察所長の印があるもの。	・保護観察対象者等の協力雇用主として登録している <u>5</u> ・協力雇用主として登録されており、審査基準日の前1年間に、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を通算3か月（又は90日）以上雇用している <u>10</u>
⑭	指名停止	なし（本市保有データで確認）	・令和8年1月1日の前1年間に高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止の期間がある場合、減点措置の対象。	令和8年1月1日前1年間に指名停止の期間がある場合、指名停止月数×-10 【計算例】 指名停止4月（令和7年11月4日～令和8年3月3日） →令和7年11月4日～令和7年12月31日の期間分 ＝2月（切り上げ） 2月×-10＝<u><u>-20</u></u>